

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	寝屋川市 私立幼稚園保育料補助金の支給に関する事務 基礎項目評価書 令和2年3月31日 廃止

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寝屋川市教育委員会は、私立幼稚園保育料補助金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

寝屋川市教育委員会

公表日

令和2年10月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寝屋川市 私立幼稚園保育料補助金の支給に関する事務
②事務の概要	幼児教育の振興及び保護者負担の軽減を図るため、私立幼稚園の設置者及び保護者からの申請に基づき状況把握、審査及び支給決定を行った後、私立幼稚園保育料補助金(私立幼稚園保護者補助金、私立幼稚園就園奨励費補助金)を支給する。
③システムの名称	学務情報システム、自治体中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
学務情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条(番号法別表第2の116の項に準ずる)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	学校教育部 学務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1-1 072-824-1181(内線2249)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	学校教育部学務課 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1-1 072-824-1181(内線3035)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月4日	対象人数	平成27年5月1日	平成28年4月1日	事後	
平成28年10月4日	取扱者数	平成27年5月1日	平成28年4月1日	事後	
平成28年10月4日	個人番号の利用	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項	事後	
平成28年10月4日	情報ネットワークシステムによる情報連携	未定	実施する	事後	
平成30年2月13日	所属長	田井 秀夫	若林 勲	事後	
平成30年2月13日	対象人数	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成30年2月13日	取扱者数	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成30年2月13日	4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条（番号法別表第2の116の項に準ずる）	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条（番号法別表第2の116の項に準ずる）	事後	
平成31年4月8日	対象人数	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成31年4月8日	取扱者数	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成31年4月8日	所属長	若林 勲	課長	事後	
平成31年4月8日	Ⅳ リスク対策		リスク対策追加	事後	
令和1年12月10日	対象人数	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年12月10日	取扱者数	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和2年10月9日			令和2年3月31日 廃止	事後	